

子どもたちを性暴力から守るために

「こども性暴力防止法」がスタートします

健康福祉課子育て支援室 TEL 25-2771

性暴力は、子どもの心身の発達に深刻な影響をおよぼし、断じて許されるものではありません。子どもたちが毎日を安心・安全に過ごせる社会をつくるため、国や自治体、そして事業者が一体となって取り組む新しい制度についてお知らせします。

こども性暴力防止法とは

教育･保育などの子どもに接する場での､子どもへの性暴力を防ぎ､子どもの心と身体を守るため､令和６年６月「こども性暴力防止法」が成立しました。この法律で定められている取り組みは､令和８年 12 月 25 日に施行されます。

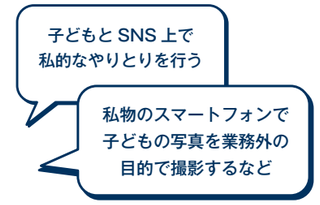
性暴力とは

- こども性暴力防止法では、従事者による子どもへの性暴力の防止に努め、性暴力が行われた場合には子どもを適切に保護することが、すべての教育・保育などの提供事業者（認定を受けていない事業者を含む）の責務とされています。
- 義務対象の事業者と認定を受けた事業者において、従事者による性暴力を未然に防止すること、性暴力が行われた場合に早期に発見すること、性暴力が疑われる場合にはその事実を確認し、子どもの保護・支援や再発防止を行うなどの取り組みが求められます。
- 「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「子どもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
 性暴力の例：不同意性交、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、わいせつな言動など

［不適切な行為］

不適切な行為とは、性暴力には該当しないが、業務上必要な行為と言えず、継続・発展することにより性暴力につながる可能性がある行為です。

意図や目的によってはリスクのある行為ですので、教育・保育などの場において性暴力を防止していくためには、不適切な行為の段階で、みなさんで注意し、防止していくことが必要です。



制度の対象

子どもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、そこで子どもに接して働く人たちが「こども性暴力防止法」の対象になります。

放課後児童クラブや学習塾といった事業者は、こども家庭庁に申請し認定を受けた場合に法律の対象となります。

義務対象：性暴力防止の取り組みの義務がある対象です。
・学校（幼小中高特支、高専、高等専修学校）・認可保育所・認定こども園・児童福祉施設など
認定対象：こども家庭庁に申請し、認定を受けた場合に対象となります。
・放課後児童クラブ・学習塾・スポーツクラブなど
※認定を受けた事業者は…こども家庭庁がウェブサイトを通じて公表、認定事業者マークを表示可能

「こまもろう」マーク



<こども性暴力防止法 事業者マーク>

こまもろうマークは、性暴力の防止に取り組む事業者であることを示すものです。

このマークが社会に浸透することにより、性暴力から「こどもをまもろう、みんなでまもろう」という意識が社会全体に広がることを目指しています。

対象事業者は、このマークを表示することで、子どもを性暴力から守る取り組みを行う事業者であることが一目でわかるようになります。

性暴力を防ぐための取り組み

事業者は、法律で定められた性暴力を防ぐための取り組みを実施する必要があります。

日頃から取り組むこと

- いち早く異変に気付くことができるような仕組み（**面談やアンケート**など）を整える。
- 子どもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- 子どもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。



性暴力が起こった場合に取り組むこと

- 子どもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- 子どもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。



性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- 子どもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認**（犯罪事実確認）を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合には、性暴力のおそれがあると判断のもと、**子どもに接する業務に就かせない**（防止措置）。



鳥羽市の取り組み



鳥羽市では、子どもの安全・安心な環境を守るため、市内の小中学校、幼稚園、保育所などの教諭や保育士などを対象に、こども家庭庁作成の研修動画を活用した職員研修を行っています。今後は「こども性暴力防止法」の施行に向け、国の制度に沿った犯罪事実の確認などの仕組みを導入し、さらなる性暴力防止対策を推進していきます。

制度の詳細はこども家庭庁ホームページを確認してください。→